

# 社会福祉法人制度改革への対応

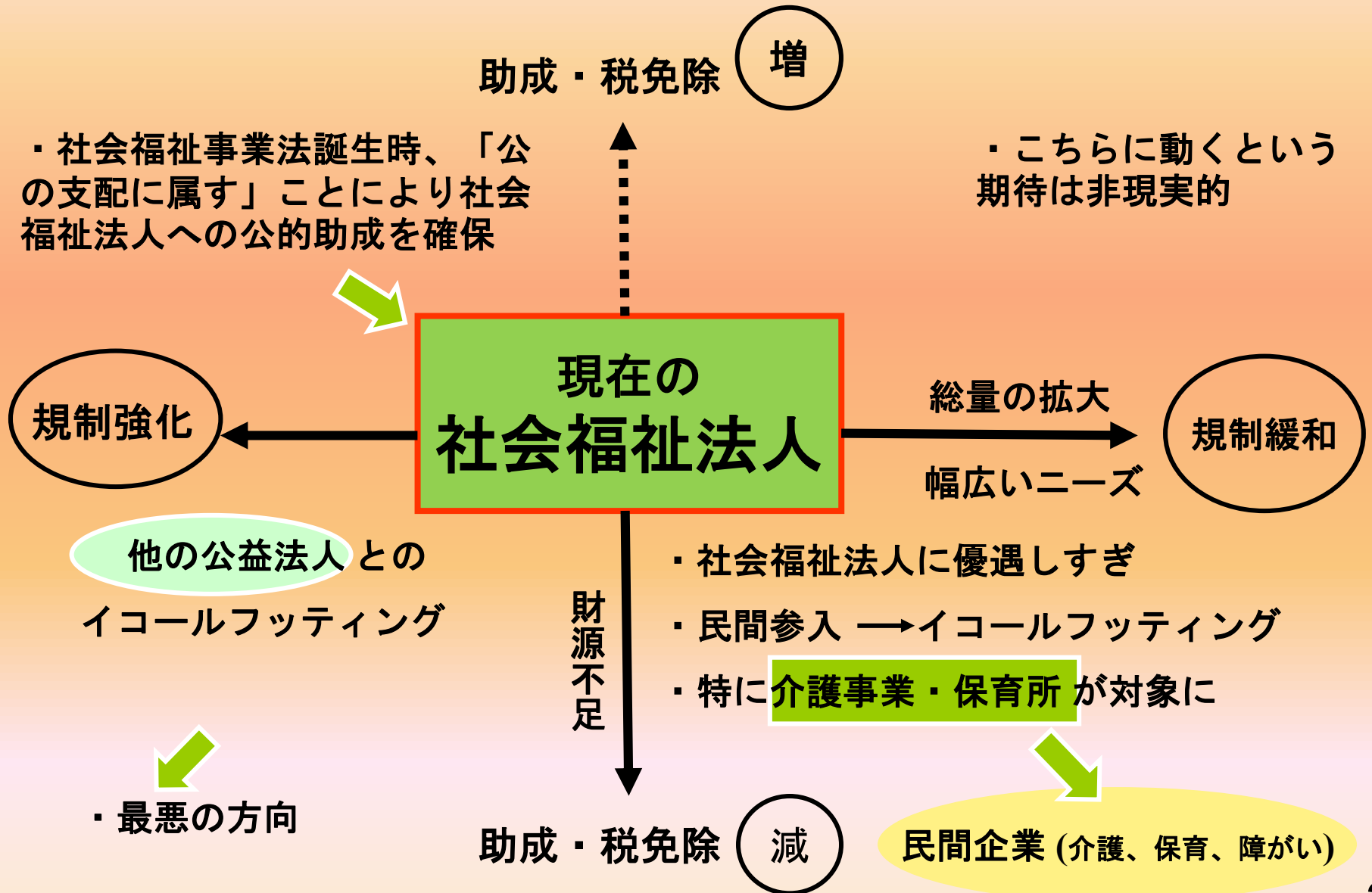
～改正社会福祉法を受けて ・ ガバナンスを中心に～

社会福祉法人松溪会 理事長

**武居 敏**

(全国社会福祉法人経営者協議会 副会長)

# 社会福祉法人とイコルフットイング (何と,どの条件で)



# ＜「規制改革実施計画」閣議決定 平成26.6.24＞

規制改革の議論の結果、「介護・保育事業等における経営管理の強化と  
イコールフットィング確立」 社会福祉法人関係 20項目

- ・ 財務諸表の公開を義務化に。HP上で開示。厚労省は開示システムを。
- ・ 補助金や社会貢献活動の支出、役員報酬等を国民に開示すべき
- ・ **内部留保の明確化** → 明確な事業計画に基づく目的別の積立を
- ・ 理事会・評議員会、役員の役割や権限等を明確に
- ・ **サービスの第三者評価のガイドラインを見直し受診を**
- ・ 一定規範以上の法人には**外部監査の実施を義務化に**
- ・ 所管庁による指導・監査の強化を
- ・ 多様な事業体の参入促進のためのイコールフットィングを  
特養は低所得者の支援を中心に公的性格強化
- ・ **社会貢献活動の義務化を**。違反には業務停止など。

# 「公益法人課税等の見直し」 法人税課税問題

## H26.6.27 税制調査会DG

- ① ・「**経営形態のみによって公益事業を定義することは適当ではなく**」  
「**特に介護事業のように民間との競合が発生している分野に……**  
**課税の公平性を確保していく**」  
・「**公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである**」  
・**収益事業の規定方法は見直しも検討**  
「**現行の限定列挙方式**」 → 「**原則課税とし、一定の要件に該当**」  
を非課税に

## H26.12 平成27年度税制改正大綱

公益法人等については……**引き続き検討を行う**。(今回先送り、終わっていない)

## H27.12 平成28年度税制改正大綱

関連制度の見直しの動きもみられており、**実効的な対応となるかどうか、**  
動向をよく注視する。

法人税は**収益事業**(限定列挙34項目)に課税。社会福祉事業だから非課税か？

例えば 今保育は、**収益事業となっていない**ので非課税だが、①の「**民間と競合**」。

**医療保健業**は収益事業に含まれている。収益事業の中でも社福法人の行う**医療保健業は**  
例外として、**非課税**。

介護・障害関係事業は医療保健業と解されている。

※ 法人税の見直し ⇒ **固定資産税への波及も考えられる**



# 社会福祉法人制度の改革の内容

26年8月より社会保障審議会福祉部会審議 27年4月改正案閣議決定 28年3月可決

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

### 1. 社会福祉法人制度の改革

#### (1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

#### (2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

#### (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

#### (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

#### (5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

### 2. 福祉人材の確保の促進

#### (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

#### (2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

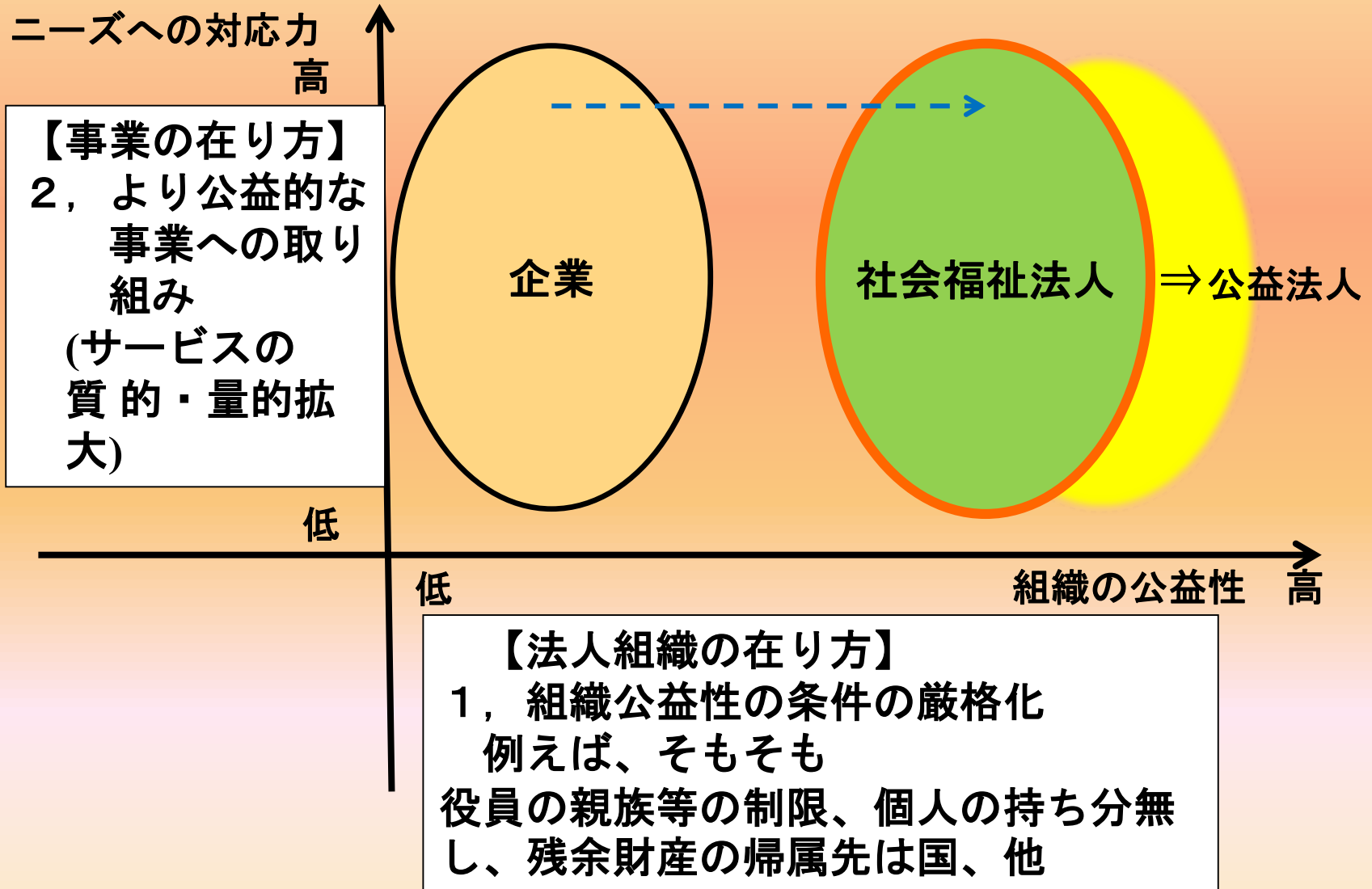
#### (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

#### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したのを見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

# 社会福祉法人制度を2つの視点からみる





# 社会福祉法改正の内容

1.公益法人としての性格を明確にする**法人組織**の在り方とは

(1) 経営組織のガバナンスの強化

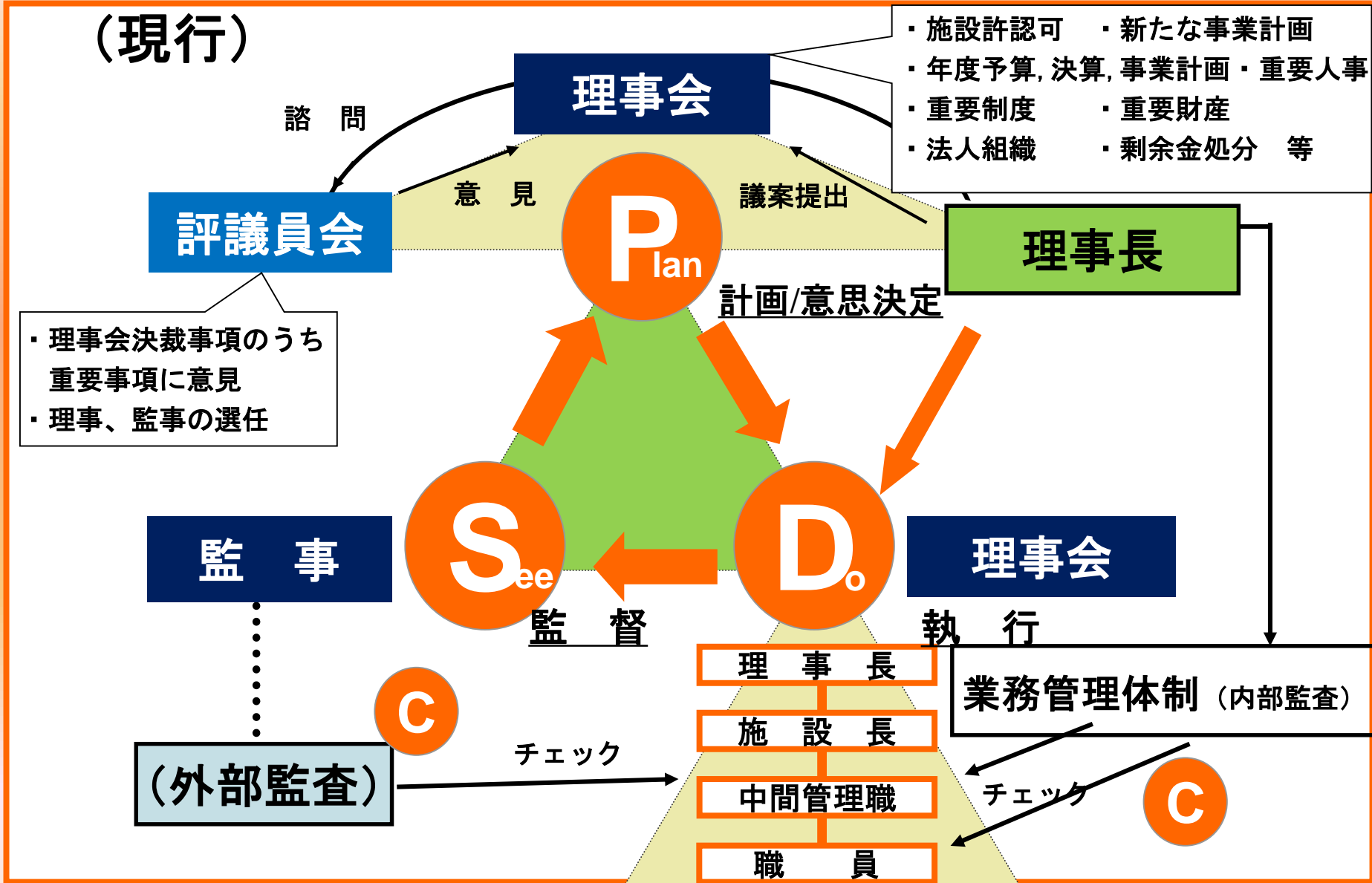
(2) 事業運営の透明性の向上

(3) 財務規律の強化

2. 公共性・公益性を担保する**事業**の在り方とは

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

# (1) 旧社会福祉法人のガバナンス（組織統治）とは（現行）

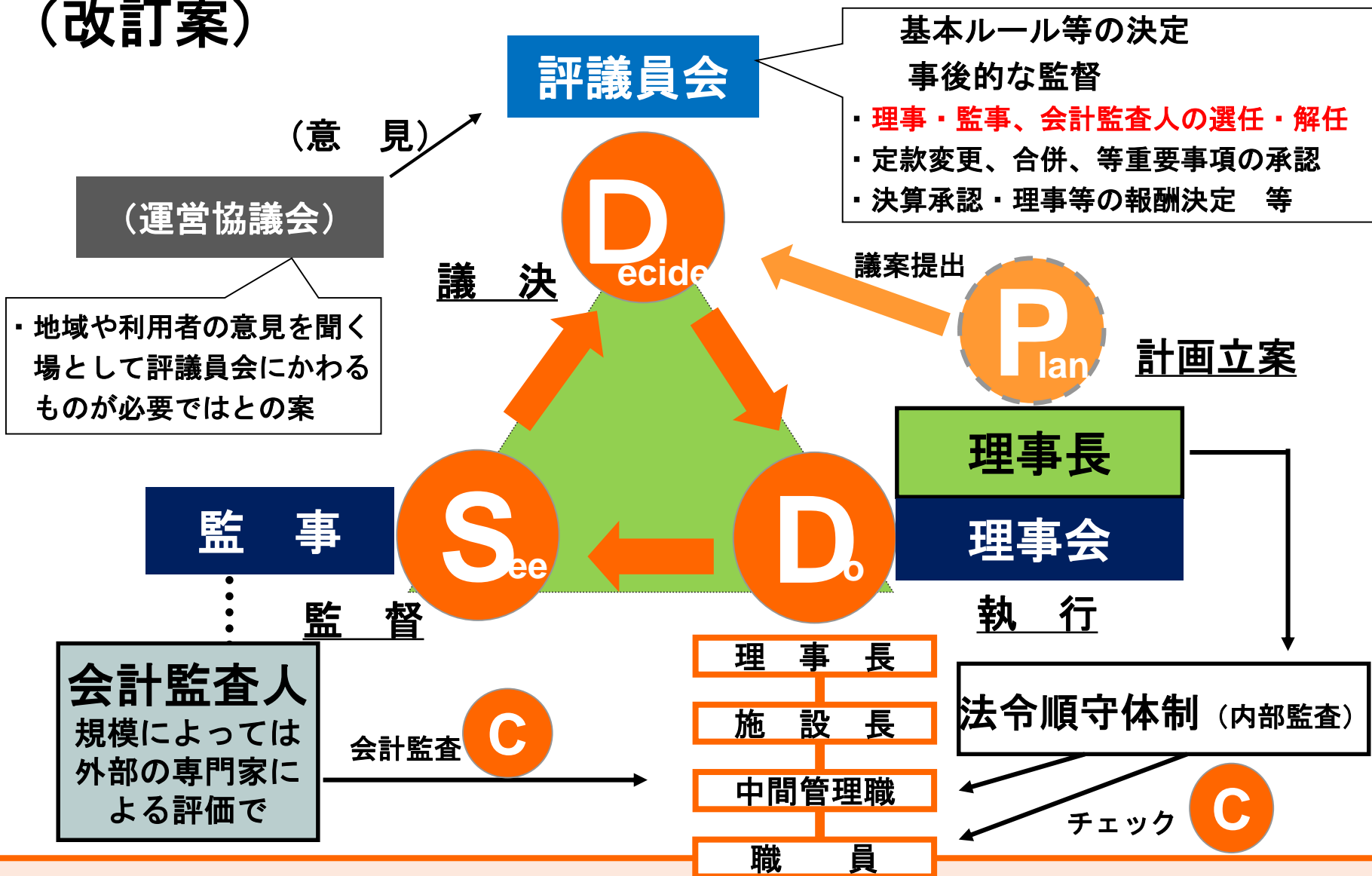


社会的なルールを遵守し公正かつ適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築する事  
 そのためにその組織を統治する事



# (1) 新社会福祉法人のガバナンスとは

(改訂案)



# 1. 公益法人としての性格を明確にする法人組織の在り方

社会福祉法人という元来公益性の高い法人 → 組織体の持つべき公益性の確保

## (1) 経営組織のガバナンスの強化 (H29.4)

① **評議員会の必置(7人以上)=議決機関に**、理事会(6人以上)は執行機関だけに。  
評議員会・理事会・理事長・監事等各機関の位置付け、責任・権限・義務の明確化。  
評議員は「適正な運営に識見を有する」識者。役員と同じに損害賠償責任を負う。

② **会計監査人の設置(一定規模以上)または外部の専門家のチェック**  
により財務規律の確立

## (2) 事業運営の透明性の向上 備置き・閲覧+インターネット公表 (H28.4、29.4)

従来 of 事業報告書、財務諸表、現況報告書、監事意見書、に加え定款も開示。(H28.4)  
役員等名簿、事業計画書、役員報酬基準、役員区分ごと報酬総額等の**開示**。  
地域の福祉ニーズに向き合った法人の中長期計画の策定・開示も必要なのでは。

## (3) 財務規律の強化 (H29.4)

適正かつ公正な支出管理・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下  
役員等への特別の利益供与の禁止 (H28.4)

**財務運営の規律**、業務運営の規律の整理。  
余裕財産を明らかにし再投下計画を作る必要がある。

## (1) 経営組織のガバナンスの強化-1

評議員会

⇒ 役割が全く変わる

1. 現在の原則設置から必ず設置すること。
2. 現在の諮問機関から議決機関となる。
3. 議決事項は、  
理事、監事、会計監査人の解任・選任  
定款変更、解散、合併等の重要事項  
計算書類（予算は対象外）  
役員及び評議員の報酬基準の決定 など
4. 定時評議員会は毎会計年度終了後 1回

## (1) 経営組織のガバナンスの強化ー2

### 評議員

⇒ 評議員の性格が変わる

1. 定数は **理事定数(6名) + 1名以上**とする。  
但し、小規模法人については4名以上からスタートする。  
H32.3まで。(この小規模の定義は検討中⇒予算規模で)
2. 任期は**4年**又は**6年以内**とする。
3. 社会福祉法人の**適正な運営に識見を有する者から選任**  
理事会では選任できない。(改正前の「地域の代表、利用者家族の代表を加える」とは、構成員の性格が全く異なる点に注意)
4. **役員、当該法人の職員が兼ねることはできない。**  
役員・評議員の親族等が含まれてはならない。
5. 法人への損害賠償責任、第三者に生じた損害賠償責任を負う

# (1) 経営組織のガバナンスの強化ー3

## 評議員 人材の例示非公式案

適任者の確保がむずかしい

社会福祉法人の適正な運営に識見を有する者とは(厚生労働省資料)

- 社会福祉事業や学校、その他の公益的な事業の経営者
- 社会福祉に関する学識経験者(大学教員等)
- 社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- 地域の福祉関係者(民生委員、児童委員等)
- 社会福祉法人職員OB(退職後一定期間を経過した者)
- 地域の経済団体が適切なものとして推薦する者等

※ 「社会福祉法人」等公益法人の理事・評議員同士は特殊の関係から外すべきではないか



## (1) 経営組織のガバナンスの強化－4

### 理事会・理事

1. **業務の執行機関**として役割、権限を明確化する。  
**社会福祉法人の業務執行の決定。理事の職務の執行の監督。理事長の選任および解任。**評議員会に提出する計算書類、事業報告書の承認等。事業計画、予算の承認を行う。
2. 理事は**6名以上**。評議員会で選任。任期**2年**以内。  
社会福祉事業の経営に識見を有する者、事業の区域における福祉事情に通じている者、施設管理者、が含まなければならない。  
親族等特別な関係のものが3名又は1/3を超えてはならない。

# (1) 経営組織のガバナンスの強化－5

## 監 事

1. 理事の職務の執行、計算書類・事業報告の監査。

理事会議事録の署名を行う。

会計監査人の解任ができる。

2. 定数は2名以上。

社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者が含まなければならない。各役員と特殊の関係にある者が含まれてはならない。

5. 評議員会で選任。任期2年以内

# (1) 経営組織のガバナンスの強化－6

## 会計監査人

1. 一定規模以上(収入規模をどのレベルにするか検討中)の法人に**会計監査人の設置を義務付ける**。

会計監査人は公認会計士または監査法人で、法人の計算書類及び付属明細書の監査⇒監査報告を作成

2. (それ以外の法人は税理士などの点検、また、監事に公認会計士又は税理士を登用する等で対処すべき)  
⇒会計処理の適法性、財務諸表の正確性を確保するために外部の目を入れる方法の検討が必要だが、企業のような内容は不要

## (2) 事業運営の透明性の向上

旧 利用希望者・利害関係者

新 国民一般対を対象

	備置き・ 閲覧	公表※1	備置き・ 閲覧	公表※1
事業報告書	○	—	○	—
財産目録	○	—	◎	—
貸借対照表	○	○ (通知)	◎	◎
収支計算書 (事業活動計算書・資金収支計算)	○	○ (通知)	◎	◎
監事の意見を記載した書類	○	—	◎	—
現況報告書 (役員名簿、補助金、社会貢献活動 る支出額、役員の親族等との取引状 を含む。)	—	○ (通知)	◎	◎
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※2)	○ (※2)
定款	—	—	◎	◎
役員報酬基準	—	—	○	○
事業計画書	—	—	○	—

◎H28.4.1実施

(※1) インターネットによる公表

(※2) 現況報告書に記載

## 2. 公共性・公益性を担保する事業の在り方

### (4)「地域における公益的な取組」を実施する責務

社会福祉事業の充実・拡大 → 制度や市場で満たされない新しいニーズへの対応することにより、地域に貢献する

#### 1. 実践している社会福祉事業のサービスの質の向上

第三者評価の積極的な活用と苦情解決の取り組み促進

#### 2. 地域における公益的な取組を実施する責務 (H28. 4)

「日常生活・社会生活上の支援が必要な人に無料または低額な料金により福祉サービスを提供する」こと。

① これは社会福祉法人の責務。=すべての法人が実施しなければならない

② 残額がある法人にはその再投下を義務付ける。=「社会福祉充実計画」

この優先順位の1番目は社会福祉事業、2番目は地域公益事業(制度化されていないサービスを無料又は低額な料金で供給する公益事業)

その場合の地域の意見聴取のために、「地域協議会」等の設置。

他法人との連携・協働による「地域における公益的な取組」も

#### 3. 自法人・施設が行う事業、実践等に関する積極的な情報発信



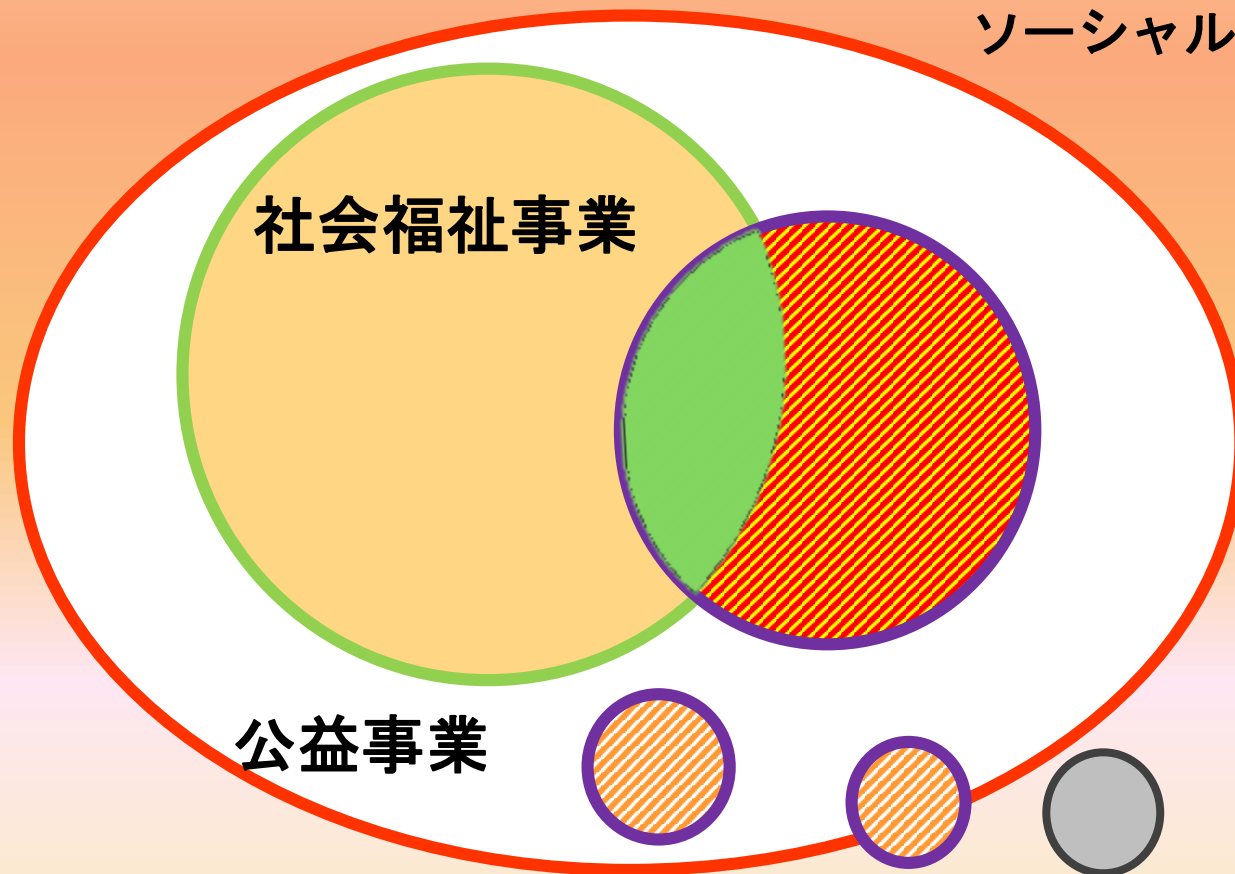
## (4) 地域における公益的な取組の責務

## 位置付け

### 社会福祉法第24条（経営の原則）2

社会福祉法人は…日常生活上または社会生活上の支援を必要とする者に対して、**無料又は低額な料金で福祉サービス**を提供するよう努めなければならない。

**地域**における公益的な取組とは⇒新しいニーズの発見、  
ソーシャルワークの重要性再認識



①社会福祉事業  
対象者への無  
料・低額の事業

②充実計画の  
地域公益事業  
(法26条の公益事業)  
「当該事業区域の住  
民等の意見」を聴く

③その他  
法人独自の公益  
的な取り組み

## (4) 地域における公益的な取組の責務

### 重要な視点

- 「福祉サービス」 = 「日常生活上又は社会生活上の支援を必要とする」
- 「無料又は低額」 = (財政的負担に限らず、人、施設設備等の負担でも。全額公費は対象外。)
- 「地域」のニーズに対応

行政担当は例示が必要 ⇔ 福祉関係者は例示は疑問視

- さらに、地域社会に

知ってもらおう

見える化





見せる化

# 法改正後の各法人の今後の具体的な対応 平成28年度

平成28年度中に実施すべき内容 【かっこ内は詳細未定】

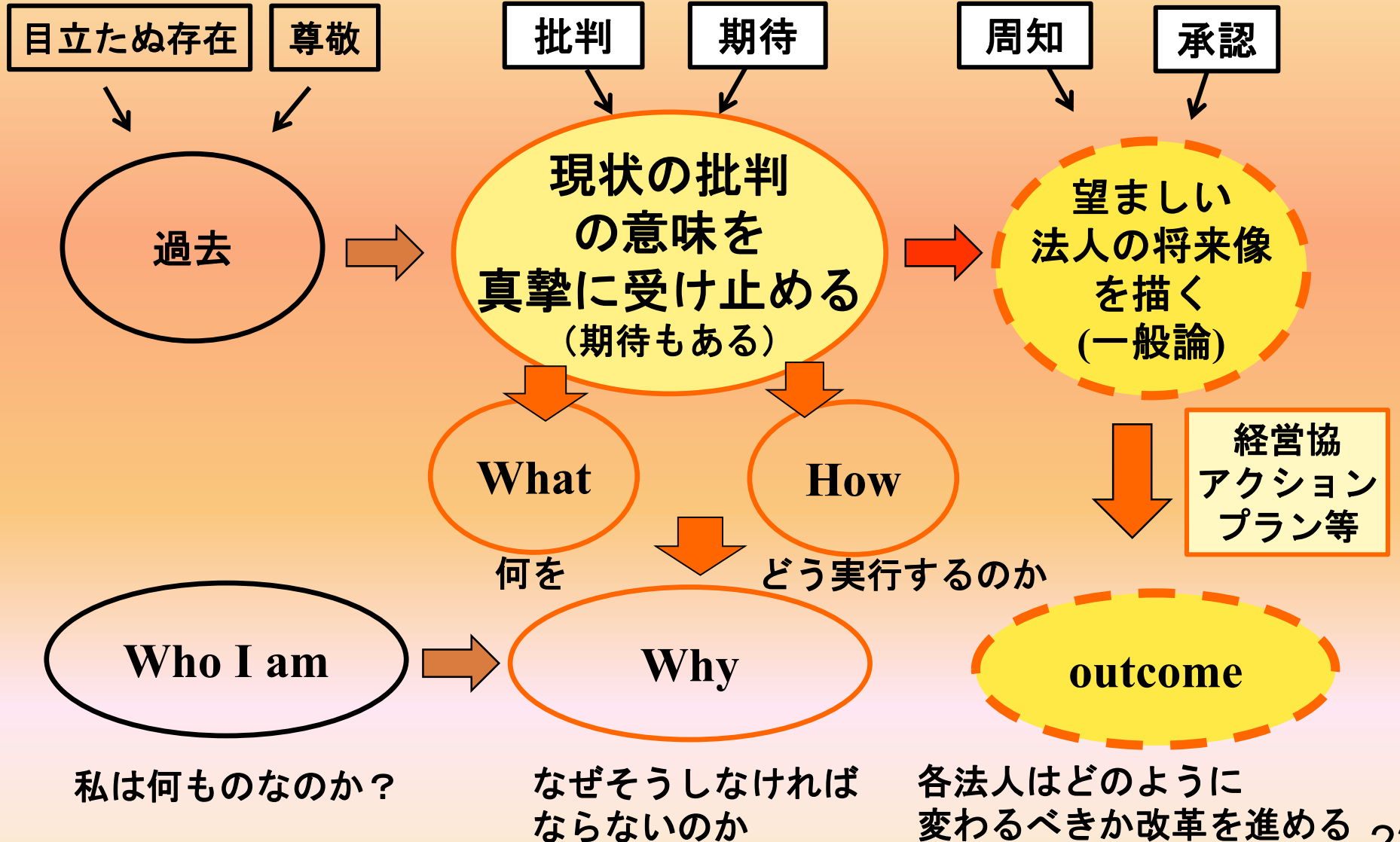
1. H28.4～ 「地域に於ける公益的な取組」(第24条2項)の実施
2. H28.4～ 情報の公開 =従来のものに加え**定款の備え置き**、閲覧  
さらに【政省令】により ⇒ 事業の概要その他(現況報告書)
3. 役員等関係者への**特別の利益供与の禁止**
4. 【定款準則】の制定 ⇒ **定款変更**手続き
5. 理事会で**評議員選任委員会**の設置。評議員**候補者**の理事長案推薦。  
同案を理事会で推薦。評議員選任委員会の開催、**評議員の選任**。
6. 最終補正予算時に「社会福祉充実残額」の有無の見通しをたてる。  
⇒ ある場合社会福祉充実計画案の作成(決算後すぐに手続き)
7. 【特定社会福祉法人の定義】の決定⇒**会計監査人**候補者案の作成
8. 【会計基準】の変更 ⇒ 経理規程の変更

# 今後の課題

1. 「会計監査人」必置の特定法人の定義、その他の法人は？ 
2. 控除対象財産、特に「事業継続のために必要な財産」の内容  
建物の建て替え、修繕等の計算方式、手元流動資金額 
3. 再投下計画のための「地域協議会」の在り方 
4. 評議員人数の経過措置等、小規模法人への配慮の方法 
5. 適正な役員報酬の在り方
6. 制度改定により必要となる本部機能、経費等の資金の確保
7. 制度改正により生ずる役割を担う人材の確保
8. 社会福祉法人の事業、役割を地域や国民に知ってもらうには
9. 法人税課税問題      再燃する可能性は残っている

# 社会福祉法人の今後を考える

(社会の評価)





# 全国経営協 社会福祉法人アクションプラン2020

平成28年度～32年度 中期行動計画

社会福祉法人行動指針(会員法人に求められる取り組み課題)

## I.利用者に対する基本姿勢

- ① 人権の尊重
- ② サービスの質の向上
- ③ 地域との関係の継続
- ④ 生活環境、利用環境の向上

## II.社会に対する基本姿勢

- ⑤ 地域における公益的な取り組みの推進
- ⑥ 信頼と協力を得るための情報発信

## III.福祉人材に対する基本姿勢

- ⑦ トータルな人材マネジメントの推進
- ⑧ 人材の確保に向けた取り組みの強化
- ⑨ 人材の定着に向けた取り組みの強化
- ⑩ 人材の育成

## IV.マネジメントに対する基本姿勢

- ⑪ コンプライアンス(法令等遵守)の徹底
- ⑫ 組織統治(ガバナンス)の確立
- ⑬ 健全な財務規律の確率
- ⑭ 経営者としての役割